

○三条市民間移住促進住宅整備補助金交付要領

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、三条市民間移住促進住宅整備補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、三条市民間移住促進住宅整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象とする改修範囲)

第2条 補助対象住宅の改修における補助対象は、移住者が居住するために必要な機能の確保又は向上を目的とした範囲とする。次に掲げる例を基本に、補助対象住宅に居住するために通常必要と認められるかどうかにより判断する。なお、住宅本体以外の建築物（倉庫、物置、車庫、別棟その他これらに類するもの）に係る工事費は、補助対象外とする。ただし、建築物に該当しない附帯的な整備であって、移住者の居住の用に供する上で必要不可欠と認められるものについては、当該住宅と一体的に利用されるものに限り、補助対象とすることができる。

(1) 補助対象となる改修例

ア 居住に必要な機能の確保

- ・居室の内装改修（床、壁、天井）
- ・台所、浴室、便所、洗面設備の改修又は更新
- ・給排水、電気、ガス設備の更新

イ 安全性の確保

- ・屋根、外壁の修繕（雨漏り防止等）
- ・耐震補強
- ・老朽設備の交換（漏電、ガス漏れ対策）

ウ 居住性の向上

- ・断熱改修
- ・窓、建具の更新
- ・間取り変更（居住機能の向上に資するもの）

エ 生活に必要な附帯部分

- ・安全確保のための最低限の外構整備（段差解消、手すり設置等）
- ・居住に必要な最小限の駐車スペースの整備

(2) 補助対象とならない改修例

ア 可動物・備品

- ・家具、家電製品（冷蔵庫、洗濯機等）
- ・カーテン、据置型照明
- ・什器、備品

イ 居住に直接関係しない部分

- ・倉庫、納屋、物置、車庫その他住宅本体以外の建築物（カーポートを含む。）の改修
- ・対象経費の2分の1以上を占める店舗、事務所部分の改修（主として居住の用に供しないもの）

ウ 外構・外回りのみの整備

- ・庭園整備、植栽のみの整備
- ・フェンス、門扉のみの整備
- ・駐車場の拡張又は舗装のみを目的とする改修

エ 嗜好性の高い改修

- ・デザイン性向上のみの改修
- ・高級仕様へのグレードアップのみの改修
- ・サウナ、ジャグジー等

オ その他

- ・解体のみの工事
- ・維持管理費（清掃、草刈等）

(3) 判断が必要な改修の取扱い例

- ・エアコン：居住に必要な新設は可、追加や高性能化は不可
- ・駐車場：最低限の整備は可、拡張や舗装のみは不可
- ・外構：安全確保は可、見た目向上は不可
- ・間取り変更：生活改善は可、デザイン目的は不可

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる改修工事は、原則として交付決定を受けた年度内に完了するものとする。ただし、工事の内容、施工上の制約その他やむを得ない理由により当該年度内に完了することが困難である場合は、あらかじめ市長の承認を受けたときに限り、交付決定の日から起算して6か月以内の期間において実施することができるものとする。なお、市長が特に必要と認める場合は、

当該期間を超えて実施することができる。（「完了」とは、補助対象となる工事がすべて完了し、当該補助対象住宅が居住可能な状態をいい、支払いの完了は含まないものとする。）

2 前項の承認は、原則として変更承認申請により行うものとする。ただし、申請時において当初から当該年度内の完了が困難であることが明らかな場合は、交付申請時にその旨を申し出ることができる。

3 市長が特に認める場合を除き、補助対象住宅の取得そのものに直接要する費用以外は対象外とする。

(1) 対象外経費の例

- ・ 契約の印紙税
- ・ 登記費用のうち登録免許税及び司法書士報酬以外の経費（登記事項証明書取得費、郵送料、振込手数料等）
- ・ 固定資産税の清算金
- ・ 補助対象住宅の取得後に発生する不動産取得税、固定資産税、都市計画税等

(交付申請の必要書類)

第4条 申請者が三条市外に所在する法人又は個人事業主である場合は、補助事業に着手する県内事業所又は事務所の所在地の市町村が発行する、納期限の到来した市町村税を完納していることを証する書類（発行後3か月以内のもの）の添付を求める。

(事業完了実績報告)

第5条 三条市民間移住促進住宅整備補助金実績報告書の提出は、補助対象となる改修工事が完了し、当該住宅が使用可能な状態（建築基準法に基づく確認済証の交付を受けた場合にあつては、検査済証の交付を受けた状態）となり、かつ、補助対象経費の支払いが完了した日から2週間以内又は年度末までにするものとする。

(決定の取消し)

第6条 移住促進住宅の入居者が確保されない場合において、次に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を

命じることができる。

- (1) 補助対象事業の完了日から起算して2年を経過してもなお入居者が確保されない場合において、市が求めた募集その他必要な措置を、正当な理由なく講じなかったときは、交付決定について一部を取り消すことができる。
- (2) 補助対象事業の完了日から起算して4年を経過してもなお入居者が確保されないときは、市と協議の上、必要な措置を講じるものとし、正当な理由なく当該措置を講じなかったときは、全部又は一部を取り消すことができる。